

国民年金に関する電子申請が始まりました

国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更・保険料免除・納付猶予申請、学生納付特例申請については、マイナポータルを利用した電子申請を開始しております。申請には、マイナンバーカードやマイナポータルの利用登録が必要となりますが、マイナンバー等の情報を活用してスマートフォンやパソコンで申請書等を作成することができるため、紙の申請書より簡単に作成することができます。また、申請結果もスマートフォン等で確認することができます。お手続きの際は、是非ご利用ください。
マイナポータルを利用した電子申請の詳しい内容は、日本年金機構のホームページにて掲載しております。

マイナポータルとねんきんネットの連携

マイナポータルへログイン後、トップページの「注目の情報」から「年金記録・見込額を見る（ねんきんネット）」を選択し、手続きができます。

これにより、日本年金機構から保険料免除・納付猶予申請や学生納付特例申請に関する申請書情報等を電子送付することが可能になり、さらに便利になります。

【問合せ】「ねんきん加入者ダイヤル」 ☎ 0570-003-004
※050 から始まる電話からは ☎ 03-6630-2525

ホームページ



令和4年度分 国民年金保険料 免除・納付猶予申請 受付開始

所得が少ない人は「保険料免除制度」の手続きを！

7月1日より 令和4年度分（令和4年7月～令和5年6月）の国民年金保険料の免除・納付猶予申請の受付が始まります。

国民年金保険料の免除・納付猶予制度とは、国民年金保険料の納付が経済的に困難である場合など、一定条件を満たす方々への救済措置です。

免除等区分には「全額免除」・「4分の3免除」・「半額免除」・「4分の1免除」・「納付猶予」があり、審査により1ヶ月単位で免除されます。審査の際には、本人・配偶者・世帯主の前年所得が審査の対象となります。また、失業した場合の特例もあり、この場合は、失業した方の前年所得をゼロとみなして審査します。また、離職票等退職を証明する書類の添付が必要です。

未納期間があると...

年金額が低額になるほか、障害基礎年金や遺族基礎年金が保険料納付要件により受けられない場合があります。まずは、年金窓口またはお電話にてご相談ください。

【問合せ】市役所市民課 国民年金窓口（1番） ☎ 0980-87-9005
石垣年金事務所 国民年金課 ☎ 0980-82-9211



戦没者等のご遺族の皆様へ 第十一回特別弔慰金の請求は令和5年3月31日まで

請求期限を過ぎると、第十一回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

■支給対象となる方

令和2年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族一人に支給します。

支給対象者は、戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪 など）
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限ります。

■ 支給内容：【国債名称】第十一回特別弔慰金国庫債券 い号 【額面】25万円（5年償還）

■ 請求窓口：市役所平和協働推進課 市民協働係 ☎ 0980-82-1253